

1.PPP(Public Private Partnership)とは

- PPPとは、Public Private Partnership の略であり、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念「官民連携」とも呼ばれる。
- 行政と民間が連携して、互いの強みを活かし、また、民間資本や民間のノウハウを活用することで、効率化や公共サービスの向上を目指す。
- 指定管理者制度や設置管理許可、PFI(Private-Finance-Initiative)、各種占有許可等の手法があり、対象となる公共施設の目的、施設規模・費用・期間等における活用の可能性等に応じて適した手法を用いる。

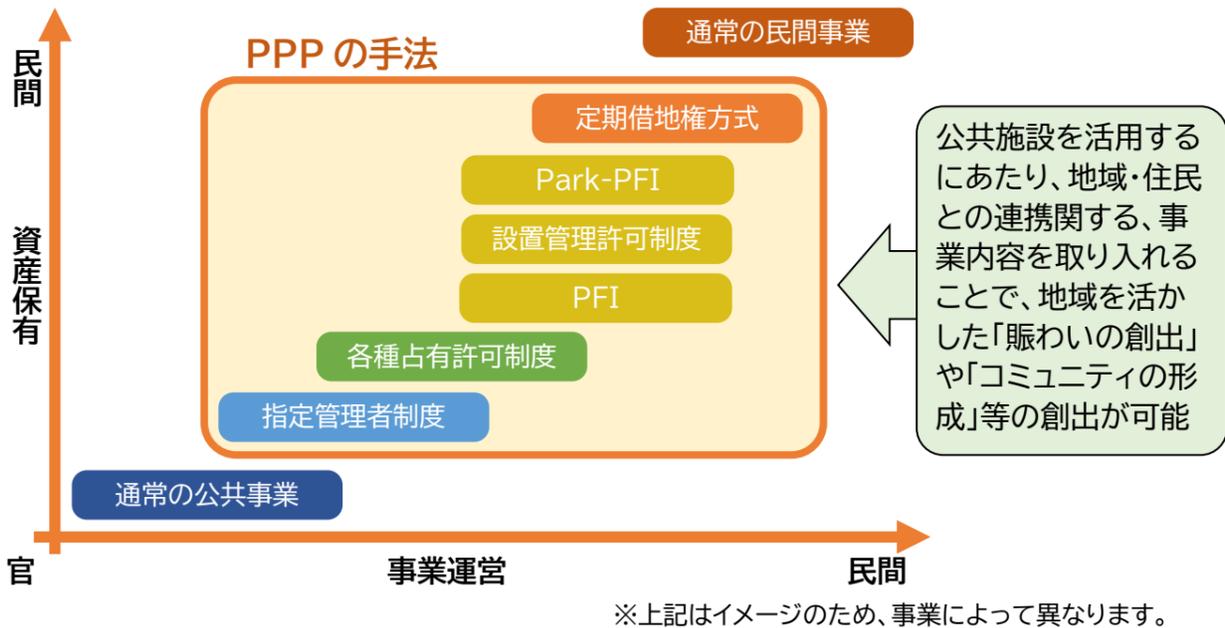


図 PPPの考え方と各種手法のイメージ



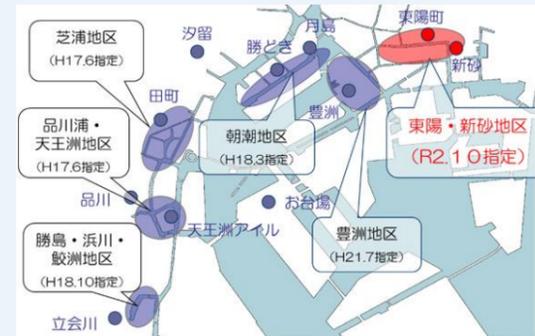
図 PPPによる自治体の整備事例

2.PPPの事例

(1)地域の団体等と協力して運河の賑わいを創出する「運河ルネサンス」

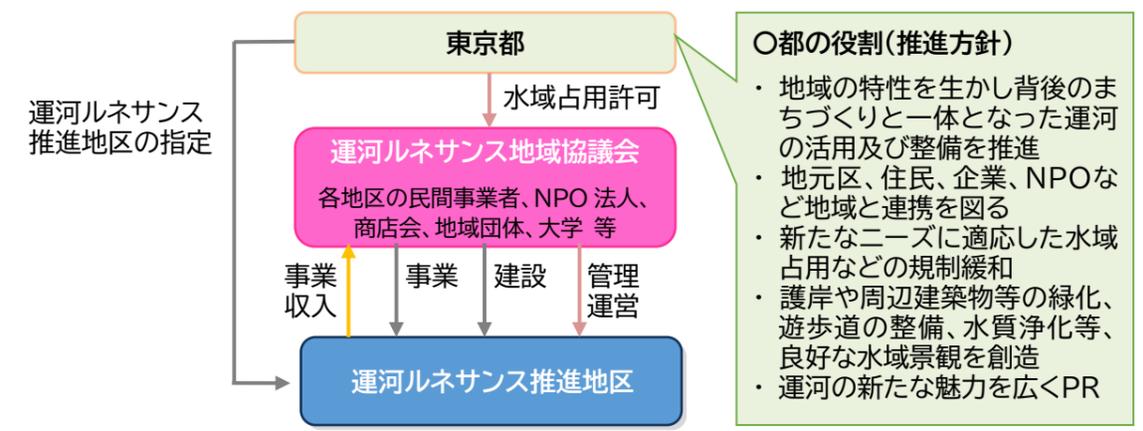
①概要

- 東京の水辺の魅力の向上や観光振興に資するため、運河などの水域利用とその周辺におけるまちづくりが一体となり、地域の賑わいや魅力を創出することを目的とした地元が主体となった取組み。
- 地域の町会、商店会、企業などの民間事業者、NPOなどの団体が集まり、運河の活用方法、運河を利用したイベント、運河上に設置したい観光栈橋や水上レストラン等の施設について話し合う地域協議会を設立している。
- 東京都はその取組を推進するために、運河ルネサンス推進地区の指定(現在6地区)、地区内の規制の緩和などの支援を行っている。



②仕組み

■水域占有許可 地区内の事業者による「水上レストランと栈橋の整備」



(2)事業者を中心とした地域との連携によりまちづくりの活性化へつながる「リバーポートパーク 美濃加茂」

①概要

- 美濃加茂市が国交省のかわまちづくり支援制度を活用した事業。
- 社会実験を通じて、川のアクティビティやBBQ等の事業を軸とし、指定管理者制度と設置管理許可制度を混在させることで民間事業者の自主事業による収益を考慮し、事業の規模と自由度を拡張。
- 市・市民・指定管理者による運営協議会や、指定管理者と地域との連携により、まちづくりの活性化を図っている。



鳥瞰風景



管理棟・テント



BBQのできる大型テント



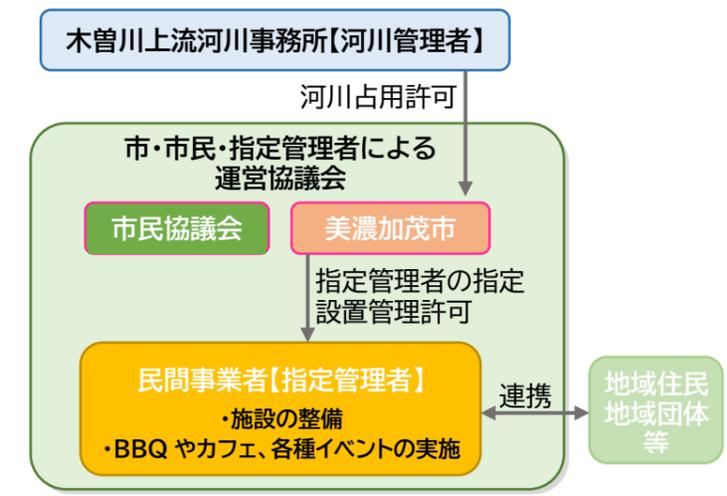
管理棟内部



フリーマーケット

②仕組み

■指定管理者制度+設置管理許可制度



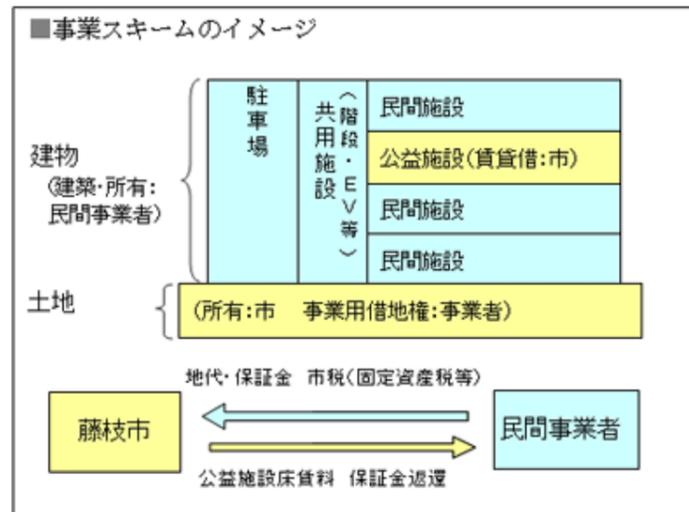
(3)定期借地権により公共施設と民間施設の複合施設として整備された「藤枝 Bivi」

①概要

- 「藤枝駅周辺にぎわい再生拠点施設整備事業」の一環として、今まで多目的広場として使われていた市立総合病院跡地において、公共施設を含む複合施設を民間事業者が整備。
- 藤枝市が支払う図書館の賃料は、市が受け取る地代などほぼ相殺されるため、藤枝市は資金負担なく、新しい図書館を整備。
- 事業者は駅前の立地、図書館と商業施設による集客上の相乗効果による収益を見込むことができている。

②仕組み

■定期借地権(事業用借地権)



外観



3階に整備された藤枝市立図書館

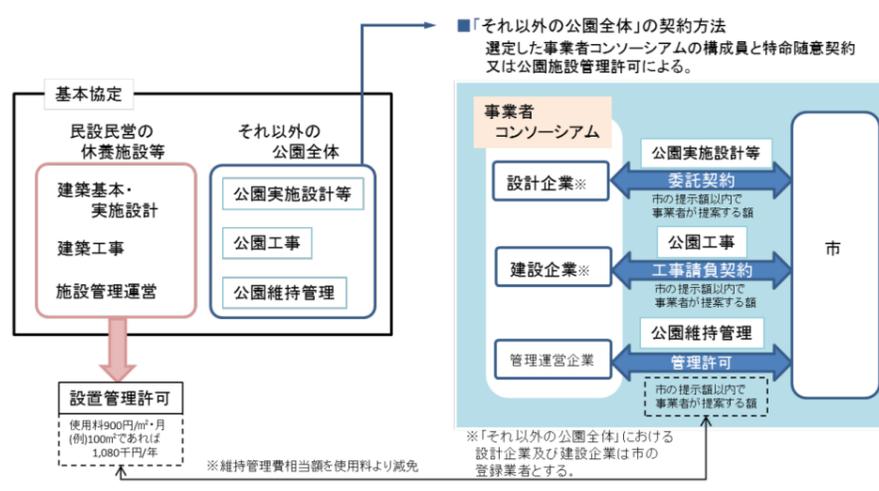
(4)公園の計画から整備・管理運営まで一貫して民間活力を導入した「Ship's Garden」

①概要

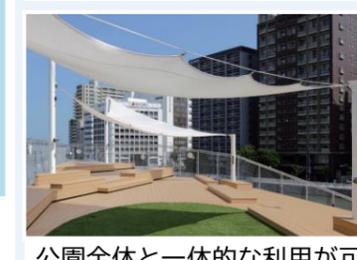
- 水辺空間を活用した市民の賑わい・憩いの拠点として、シンボリックな景観形成・利用者サービスの向上を図るため、公園の計画から整備・管理運営までを一貫して民間活力を導入した水上公園の再整備。
- Park-PFI制度の創設以前の事例であるが、設置管理許可と契約方法を組み合わせることで、公園全体の維持管理費の事業者の負担、最長22年間の事業期間(設置管理許可の最長10年間+3年更新4回)等、Park-PFIに近い形式で整備されている。

②仕組み

■設置管理許可制度 他



鳥瞰風景



公園全体と一体的な利用が可能な屋上部分